

簡易評価型プロポーザル企画提案書評価要領
(シティホールプラザ「アオーレ長岡」管理業務委託)

1 目的

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により委託事業者を決定する場合における企画提案書の評価方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業者の選定

- (1) 企画提案書及びプレゼンテーションの評価及び事業者の選定は、本市の職員で組織する選定委員会を設置して行う。
- (2) 選定委員会の委員は別に定め、管財課が庶務を行う。
- (3) 選定委員会は、企画提案書の提出者かつプレゼンテーションの参加者の中から、最も優秀と認められる事業者から順に優先交渉者（第1位から第3位まで）を選定する。

3 選定手順

- (1) 第一次審査
選定委員会で書類審査を行う。(応募者多数の場合、評価基準により5者程度選出)
- (2) 第二次審査
提出書類の内容について、選定委員会に対し、プレゼンテーションを行う。それに対し、選定委員会がヒアリングを行う。

4 選定方法

- (1) 企画提案書の記述項目及びプレゼンテーションの内容に関して、選考評価基準を基に各委員が採点する。
- (2) 評価得点を1,200点満点とし、採点結果が合計720点を下回った場合、及び各大項目の中で著しく低い項目（40%未満の点数）があった場合は失格とする。
- (3) 各委員の評価点数を事業者ごとに集計し、最も評価が高い順に優先交渉者（第1位から第3位まで）を選定する。
- (4) 評価点数が同点となった場合は、次の優先順位により選定する。
 - ア 配点分野「業務力」の得点が高い事業者を上位とする。
 - イ アの得点が同点の場合は、配点分野「付加価値」の得点が高い事業者を上位とする。
 - ウ ア、イとも同点の場合は、委員の多数決で決定する（ただし、同数の場合は委員長による）。
- (5) 提出された提案書が1件であった場合については、プレゼンテーション及びヒアリングをした後、選定委員会において、審査、評価の上、協議し、適切と認めるときは、優先交渉者として決定する。

5 選定評価基準

大項目		中項目		配点（採点者1人につき）
1	基本事項	①	本施設の理解度	企業力 (25点/200点)
		②	施設管理の実績	
		③	委託業務にかかるサポート体制	
		④	リスク管理の考え方	
		⑤	事業者の管理能力及び経営状況	
2	施設の理解と管理の基本的な考え方	①	施設の特徴、使われ方の理解度	業務力 (105点/200点)
		②	管理業務に関する考え方	
		③	要員配置計画、資格者配置計画	
3	総括管理業務	①	統括管理業務の考え方	
		②	有事の際の一時対応、社内応援体制、長岡市支援の考え方	
		③	業務員教育の考え方	
4	個別業務	①	建築・設備管理業務計画	
		②	清掃業務計画	
		③	警備業務計画	
		④	除雪業務・植栽管理計画	
5	地元経済活性化の考え方	①	市内産業の振興についての考え方	付加価値 (50点/200点)
		②	雇用についての考え方	
6	業務改善提案	①	業務全般に関する改善提案	
		②	施設設備の中長期保全の考え方	
7	管理経費	①	見積価格、コスト改善提案	金額 (20点/200点)